

令和 4 年定例会　6 月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和 4 年 6 月 15 日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和4年2月3日～令和4年6月2日

日時	活動区分	内 容	頁
2. 3 (木) 11:07～14:05	所管事務調査①	《総務部》 ■登米市国土強靱化地域計画（案）について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名 総務部 丸山部長ほか7名	—
	協 議 請願審査	《委員のみ》 ■2月定期議会中における調査事項について ■2月定期議会に係る委員会調査報告書について ■請願第1号 登米市「高森パークゴルフ場」の使用料とコースの部分的改善等に関する請願書 ・委員間討議 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名	—
2. 15 (火) 9:59～15:05	所管事務調査② （議案調査等）	《総務部》 ■登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について ■登米市税条例の一部を改正する条例について ■登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ■字の区域を新たに画することについて ■令和3年度登米市一般会計補正予算（第12号） ■令和3年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号） ■公共施設等複合化整備事業（米山地区）について 《まちづくり推進部》 ■令和3年度登米市一般会計補正予算（第12号） 《上下水道部》 ■令和3年度登米市水道事業会計補正予算（第2号） ■令和3年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号） ■保呂羽浄水場再構築事業について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名 総務部 丸山部長ほか12名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか5名 上下水道部 佐藤部長ほか8名	6 ・ 12

日時	活動区分	内 容	頁
2.25(金) 9:56~16:25	所管事務調査③ (議案調査等)	《消防本部》 ■登米市手数料条例の一部を改正する条例について ■登米市消防団条例の一部を改正する条例について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第12号) ■令和4年度登米市一般会計予算 ■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について 《総務部》 ■令和4年度登米市一般会計予算 ■令和4年度登米市土地取得特別会計予算 ■長期財政計画(財政見通し)について 《会計課・契約検査室》 ■令和4年度登米市一般会計予算 ■入札契約監視委員会の運営状況について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 消防本部 大森消防長ほか6名 総務部 丸山部長ほか11名 会計課・契約検査室 佐藤会計管理者ほか5名	15
	協 議	《委員のみ》 ■請願審査報告書について ■委員会調査報告書について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
3.2(水) 10:00~15:30	所管事務調査④ (議案調査等)	《まちづくり推進部》 ■令和4年度登米市一般会計予算 《上下水道部》 ■令和4年度登米市水道事業会計予算 ■令和4年度登米市下水道事業会計予算 ■登米市水道事業財政計画について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか5名 上下水道部 佐藤部長ほか8名	—
	協 議	《委員のみ》 ■請願審査報告書について ■委員会調査報告書について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—

日時	活動区分	内 容	頁
3. 9 (水) 9:57～11:45	所管事務調査⑤ (議案調査)	《総務部》 ■新型コロナウイルス感染症対応事業等について ■人事院勧告に基づく条例改正等について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員 7 名 総務部 丸山部長ほか 8 名	—
	協 議	《委員のみ》 ■議会による事務事業評価の事業選定について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員 7 名	—
3. 23 (水) 13:00～16:30	所管事務調査⑥ (議案調査)	《総務部》 ■令和 3 年度登米市一般会計予算について ■令和 4 年度登米市一般会計予算について 《まちづくり推進部》 ■令和 3 年度登米市一般会計予算について 《上下水道部》 ■登米市水道事業会計資本剰余金の処分について ■令和 3 年度登米市水道事業会計予算について ■令和 4 年度登米市水道事業会計予算について 《消防本部》 ■令和 3 年度登米市一般会計予算について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員 6 名 総務部 丸山部長ほか 9 名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 5 名 上下水道部 佐藤部長ほか 6 名 消防本部 大森消防長ほか 5 名	—
	協 議	《委員のみ》 ■議会だよりに掲載の委員会報告原稿について ■陳情・要望について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員 6 名	—
4. 22 (金) 11:00～15:50	所管事務調査⑦ (議案調査等)	《まちづくり推進部》 ■令和 4 年度登米市一般会計予算について ■その他 ・令和 4 年 3 月 16 日発生福島県沖地震関連「被災者 支援のお知らせ」について 《上下水道部》 ■令和 4 年度登米市水道事業会計予算について ■令和 4 年度登米市下水道事業会計予算について	—

日時	活動区分	内 容	頁
4.22(金) つづき		《総務部》 ■条例の一部改正について ■令和4年度登米市一般会計予算について ■その他 ・米山地区公共施設複合化整備事業について ・令和4年3月16日発生福島県沖地震関連「被災者支援のお知らせ」について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 上下水道部 佐藤部長ほか6名 総務部 平山部長ほか10名	—
	協 議	《委員のみ》 ■年間活動計画について ■議会による事務事業評価について ■その他 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
5.12(木) 13:00～16:30	協 議	《委員のみ》 ■議会による事務事業評価について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
	所管事務調査⑧ (事務事業評価)	■議会による事務事業評価 ①デマンド型乗合タクシー運行事業 ②国内交流事業 ・事業内容の調査、質疑応答 ・委員間討議 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長ほか6名	—
6.2(木) 13:30～15:40	意見交換会 (事務事業評価)	■議会による事務事業評価 〔テーマ〕 「デマンド型乗合タクシー運行事業について」 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 実施コミュニティ組織より計13名 ・森地区コミュニティ推進協議会 ・浅水コミュニティ運営協議会 ・錦織地域振興会 ・米川地域振興会	19

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和4年2月15日(火) 午前9時59分～午後12時5分
午後2時40分～午後3時5分

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

＜総務部＞

公共施設等複合化整備事業（米山地区）について

＜上下水道部＞

保呂羽浄水場再構築事業について

4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(総務部) 部長 丸山 仁、理事兼政策推進監 小野寺憲司、
次長兼税務課長 佐藤 靖、
次長兼市長公室長兼生活経済支援推進本部事務局長 櫻 節郎、
危機管理監兼防災危機対策室長 脇本 章、
参事兼人事課長 幡江健樹、参事兼総務課長 小野寺 仁、
市長公室長補佐 遠藤林市、
総務課公共施設利活用専門監 箕浦国彦、財産係長 沼倉貴宏、
税務課収納対策専門監 及川貴之、
財政経営課長 岩渕 治、課長補佐 菊地 満

(上下水道部) 部長 佐藤嘉浩、次長 千葉智浩、
参事兼経営総務課長 細川宏伸、課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 鈴木安宏、課長補佐 高橋広人、
水道整備係長 落合敏之、
下水道施設課長 千葉伸一、課長補佐 杉田将幸

(議会事務局) 主査 大久保潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■ 公共施設等複合化整備事業（米山地区）について

（概 要）

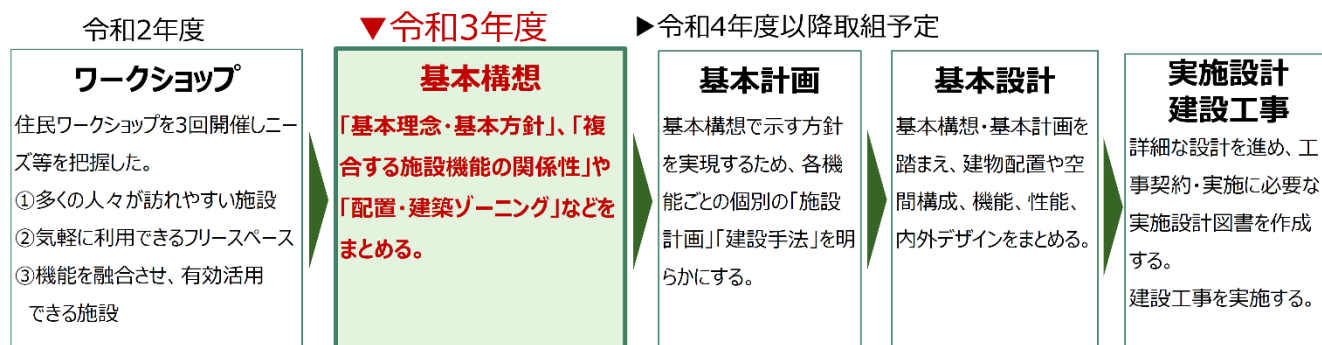
米山地区における公共施設の老朽化が著しく、また、地域拠点としてのコンパクトシティを形成するため、施設の集約化・複合化を図り、持続可能な多世代交流拠点づくりが計画されている。今回、本整備事業に係る基本構想（案）について調査したもの。

1. 目的

米山地区の公共施設は、建築年が昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建築され、建物本体及び設備の老朽化が著しく、また、地域拠点としてのコンパクトシティを形成するため、米山総合支所、米山公民館、米山体育館及び米山児童館の集約化を図り、更には、登米市立小中学校等再編構想に基づき議論・検討を行ってきた米山地区統合小学校を含めた公共施設の複合化を図り、持続可能な多世代交流拠点づくりを行うもの。

2. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「基本理念・基本方針」や施設の基本計画策定に向けた「複合する施設機能の関係性」や「配置・建築ゾーニング」、「管理運営」の方針をとりまとめるもの。



3. 既存施設の現状と課題

【現状】

- 米山地区の公共施設(7施設)の老朽化
- 人口減少などの社会変化に伴う余剰スペースの発生
- 市民ニーズにあった施設となっていない

【課題】

- 今後の更新・改修費用による財政負担増
- 人口減少に伴う公共施設の適正配置の必要性
- 様々な用途への対応

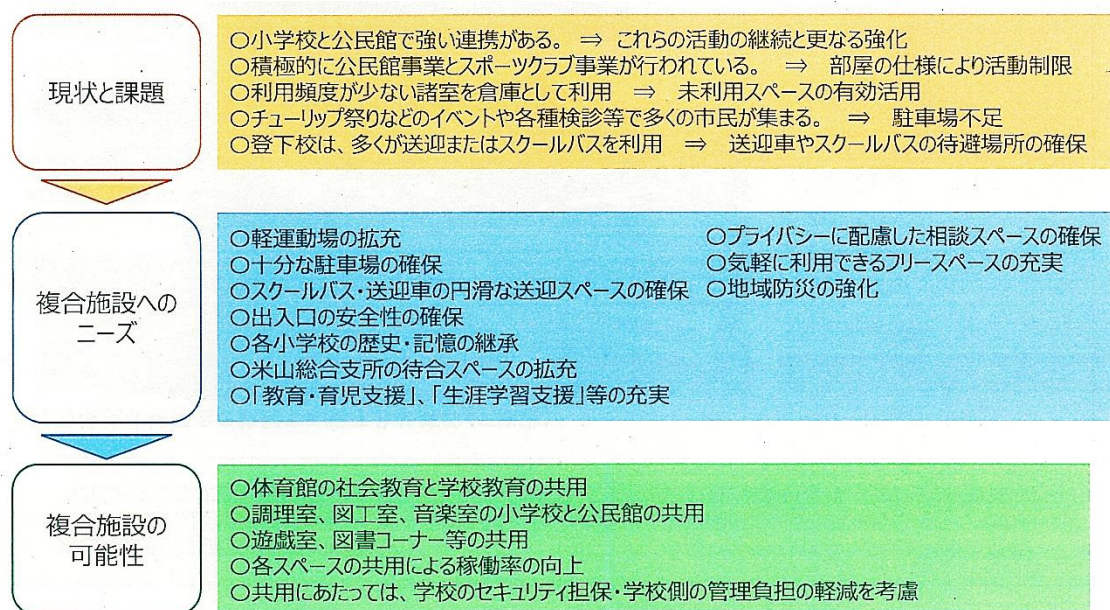
■ 計画地及び複合化を検討する既存公共施設(7施設)



出典：国土地理院の地理院地図より引用

4. ニーズ調査

ニーズ調査では、市民へのアンケート調査及び米山総合支所、米山公民館等の施設管理者・運営者へヒアリングを行い、「現状と課題」「複合施設へのニーズ」「複合施設の可能性」を調査・分析した。



5. 複合施設整備における基本理念及び基本方針

【複合施設の基本理念】

「公共施設の集約による複合化メリットを最大化する、
安全安心で持続可能な多世代交流拠点」

【複合施設の整備の基本方針】

- ①市民活動・教育等、多様な活動が展開・連携する拠点
- ②学校と地域が協力して共に歩んでいく学びの拠点
- ③安全安心で、ニーズの変化に対応できる運営・管理
- ④コンパクトで利便性の高い施設計画
- ⑤道の駅など周辺施設と連携し、エリア全体の活性化
- ⑥SDGs、カーボンニュートラル、ICT活用等の次世代技術の導入検討

6. 計画地・複合施設のゾーニング

施設相互をつなぎ、交流を
生み出す空間のコンセプト

Commons

II

多様な市民活動が生まれ、
いつでも賑わいが溢れる、
みんなの空間

【配置計画の重要事項】

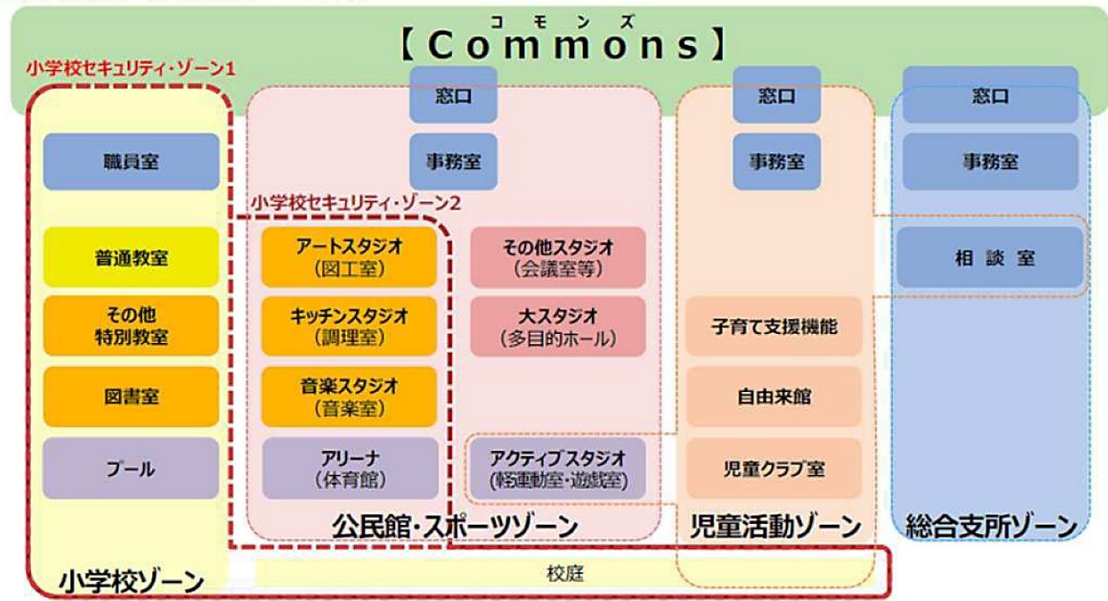
- 歩車分離
- 駐車場の集約
- 季節風や移転工程を考慮した複合施設の配置



7. 複合施設に導入する機能・イメージ図

- ①Commons に面するエリアに、各機能の窓口・事務所を配置し、相互の連携がスムーズになるように配慮する。
- ②公民館・スポーツゾーン、児童活動ゾーンで共有可能と考える機能を抽出
- ③小学校とその他のゾーンに2段階セキュリティゾーンを設置し、小学校専用ゾーンと共有スペースとを切り分ける。

【導入機能（導入イメージ）】



8. 複合施設の管理運営方式

【管理運営の現状】

- ・現施設は、米山総合支所、米山児童館、及び各小学校は直営。米山公民館、米山体育館は指定管理による管理運営がなされている。
- ・各施設の運営は独立しており、施設の相互利用、連携の際には必要に応じて声がけを実施

【課題】

- 新たに整備される複合施設の運営にあたっては、運営組織が多くなる。そのため
- ・複合メリットの最大化
 - ・全体最適を行う視点での組織間調整等に課題がある。

【管理運営のコンセプト】

「複合化メリットを生み出すために、全体最適・新しい発想がかなう運営体制」

【管理運営の基本方針】

- 1 多様な活動と多世代の交流を促す管理運営
- 2 市民の参画による管理運営
- 3 効果的・効率的な管理運営

9. スケジュール

項目/年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
基本構想	→					
基本計画		→				
基本設計		→				
実施設計			→			
建設工事			→	→	→	共用開始

（所 見）

人口減少と少子高齢化が進む中、今後は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えの下でのまちづくりが求められている。現在、中心拠点施設の再編を含む立地適正化計画を策定中であるが、本市にとり重要なのは旧町域の老朽化している公共施設の再編、複合化による「地域拠点づくり」であると考えます。

米山地区においては老朽化の著しい公共施設の米山総合支所、米山公民館、米山体育館、米山児童館の集約化を図るとともに、地区内3小学校（米岡小学校、中津山小学校、米山東小学校）を統合し、現総合支所エリアに複合施設として整備することで持続可能な多世代交流拠点づくり（米山地区地域拠点）を目指す。

令和8年の供用開始に向けてスタートする一大事業。米山地区の地域拠点づくりが、各町域の拠点づくりのモデルとなり得るよう、地域との綿密な協議を重ね推進されたい。

■保呂羽浄水場再構築事業について

(概 要)

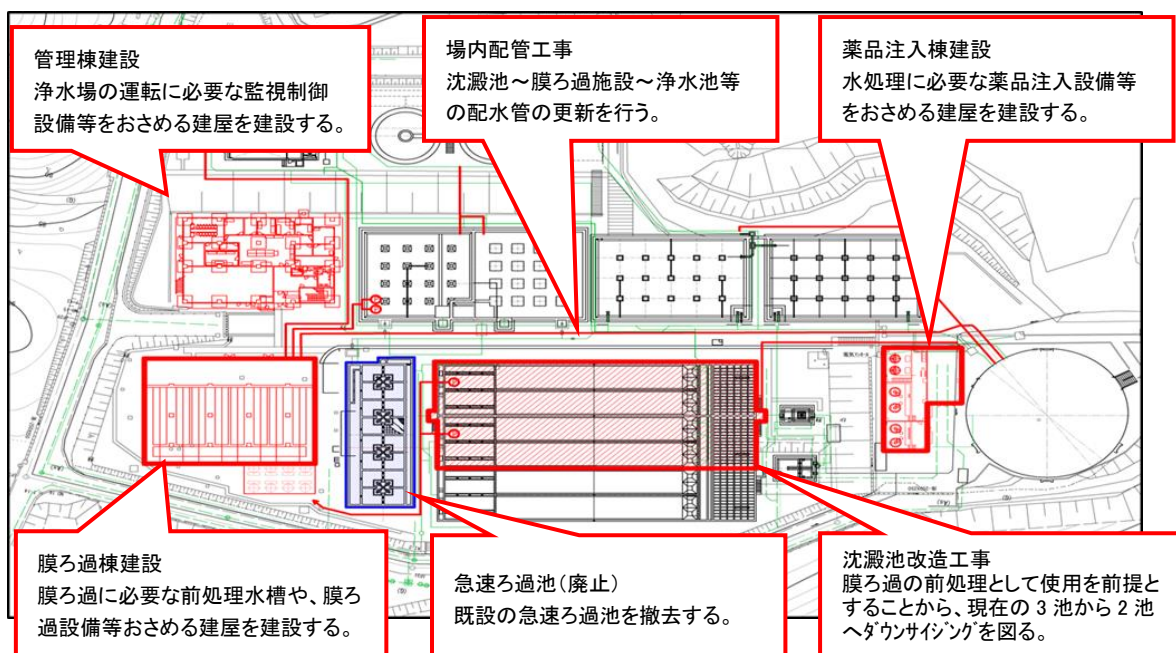
保呂羽浄水場再構築事業について、前回の実施方針（案）に引き続き、事業費について調査したもの。

1. 設計及び工事費について

【約 6 7 億 8 千 8 百万円（税込み）】

- 近年の水質変化に対応するため、浄水処理方式を膜ろ過設備に変更し、老朽化した機械・電気設備等の更新を行う。
- 管理棟等の建築物については、限られた敷地の中で、既存施設の撤去と建設を順次行う。

施行箇所



2. 保全管理費について

【約 1 6 億 6 千 1 百万円（税込み）】

- 膜ろ過方式による供用開始日から「20 年間」更新施設の性能を維持するための定期点検や計画修繕の費用。
- 事業期間は、事業を効率的に実施でき、コストの低減が可能となるよう、設備の耐用年数や水需要の推移などの検討を行い設定。

管理項目

○機械

汚れ等により低下した、ろ過の機能を再生するため、定期的に薬品で洗浄を行い、膜表面に付着した汚れを落とす。また、消耗部品の交換や設備の定期点検を行う。

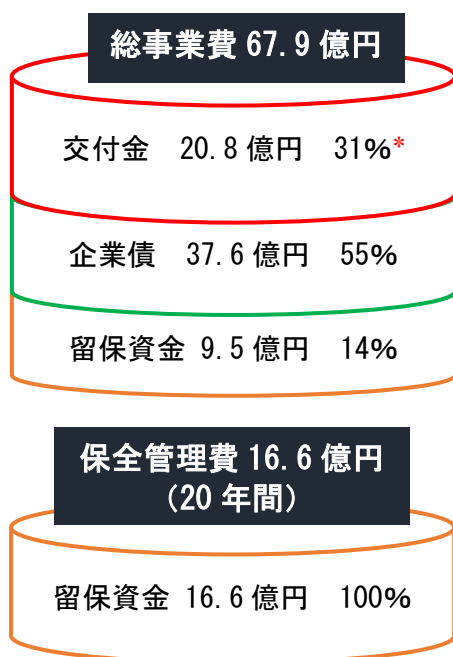
○電気

水質計器や監視制御設備等の耐用年数に達した機器の更新を行う。また、設備の定期点検を行う。

3. 財源について

○将来の水需要を踏まえた施設の再構築（ダウンサイジング）により経営基盤の強化を図るため、施設統廃合計画を策定することにより、保呂羽浄水場再構築事業の財源として、水道施設再編推進事業交付金を活用し対象事業費の1/3を交付金、その他を企業債及び留保資金を見込んでいる。

財源内訳



* 補助対象事業費: 62.6 億円 1/3 20.8 億円

土木工事の沈殿池改造・場内配管・既存ろ過池撤去費用を除く工事費

(注)

1 交付金とは

⇒ 生活基盤施設耐震化等交付金

「水道施設再編推進事業」交付率 1/3

2 留保資金とは

⇒ 一般財源(内部に留保される自己資金)

4. 予算措置について

○保呂羽浄水場再構築事業に係る予算措置は、債務負担行為とする。

○予算計上については、令和4年度予算の補正予算で対応する。

（所 見）

施設の老朽化、近年の水質変化に対応するため、機械・電気設備等の更新を行うとともに浄水処理方式を膜ろ過方式に変更する。また、管理棟等の建築物についても既存施設の撤去、建設を行い、令和 11 年度の供用開始を目指す。

水道事業は市民生活において重要なインフラと考えるが、今後の人口減少、節水機器の普及など、将来の水需要に対応したダウンサイジングによる再構築事業となることと考えられる。

設計及び工事費が約 67 億 9,000 万円となることから水道施設再編推進事業交付金など、登米市水道事業施設統廃合計画と合わせながら、国・県との連携を深めつつ事業推進に取り組まれない。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和4年2月25日(金) 午前9時56分～正午
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
＜消防本部＞
「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について
4. 出 席 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(消防本部) 消防長 大森 透、次長兼予防課長 小野寺敏彦、
消防総務課長 佐々木祐也、課長補佐 熊谷智洋、
警防課長 木戸浦邦彦、
指令課長 佐藤一哉、指令1係長 須藤 勇

(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について

（概 要）

登米、石巻、気仙沼・本吉の3消防本部が検討している高機能消防指令センターの共同運用について、設置場所及び設置方法の検討状況を調査したもの。

1. 宮城県東部消防連携・協力推進委員会の設置について

（1）目的

石巻地区広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部における消防の連携・協力を推進するにあたり、諸問題の協議、調整を行うために設置する。

（2）所掌事務

ア 消防の連携・協力実施計画（案）及び指令業務の共同運用基本整備構想（案）の策定に関すること

イ 消防の連携・協力に必要な規約等の策定に関すること

（3）組織

推進委員会は、3消防本部の消防長を委員として組織する。

※ 所掌事務を専門的に調査、検討を行うため、推進委員会に各担当課長で構成する検討会を設置する。

2. 共同運用の方式について

共同運用の方式として国から示された方式から、適合性並びに先行事例の有無により、「協議会方式」と「事務委託方式」に絞り込んで検討する。

（1）協議会方式

派遣される職員の身分や権限に変更はなく、組織する団体が各々の主体性と公平性を維持しながら事務を執行することができる。ただし、意思決定に時間がかかるため、早めの調整が必要になる。

（2）事務委託方式

委託した団体は当該事務を管理執行する権限を失い指令業務のみを委託した場合、現場活動と指令管制の主体が異なるため、責任分界点が不明確となり、消防責任の観点から問題の発生が予想される。

（3）検討結果

以上のことから、派遣される職員の身分や権限に変更がないことや、組織する団体が各々の主体性と公平性を維持しながら事務を共同で執行することができる「協議会方式」とする。

3. 共同指令センターの設置場所及び設置方法について

新築設置と既存庁舎改修を比較した場合、新築設置は多大な費用と時間を要すること。また、次期更新時において共同化の枠組みが変わり、設置位置を見直す場合、建物は早期処分となることから、既存施設の改修を主眼とし検討する。

(1) 災害件数、組織規模及び設置に関する主な条件

ア 災害件数（令和2年度消防年報）

災害種別	石巻	気仙沼・本吉	登米	計
火災	65	23	29	117
救急	7,990	3,077	3,199	14,266
救助	86	39	38	163
119番通報	11,072	4,429	3,450	18,951

イ 組織規模（令和2年度消防年報）

	石巻	気仙沼・本吉	登米	計
構成市町村数	3	2	1	6
面積（km ² ）	721.30	495.84	536.12	1,753.26
人口	190,112	76,145	79,417	345,674
消防職員数	362	185	153	700

ウ 設置に関する現状と主な条件

必要な部屋及び条件等			石巻	気仙沼・本吉	登米
指令センター	面積	約100 m ² 以上	○	×	×
	部屋の横幅	約9 m以上	○	×	×
	床耐荷重	600 kg/m ²	○	×	○
	天井高	約2.5 m以上	○	○	○
機械室	面積	約30 m ² 以上	○	○	×
	床耐荷重	500 kg/m ²	○	×	○

(2) 検討内容

ア 3消防本部の中で最大の消防本部は石巻地区広域行政事務組合消防本部（職員数362名）であり、大規模災害発生時の職員非常招集等、指令員の確保が有利で安定稼働が図れる。

イ 既設庁舎で共同指令センターに必要な面積、床耐荷重、執務スペース等を全て満たすのは、石巻地区広域行政事務組合消防本部庁舎であること。

ウ 各種災害のリスクについては、3消防本部の庁舎とも耐震強度は確保されている。津波、河川洪水等に対しては、各消防本部の指令台補助機能の設置及び対応計画の策定によりリスクの軽減を図ることは可能。

（３）検討結果

以上のことから、安定稼働、費用の軽減及び期間内の整備、運用開始可能な「石巻地区広域行政事務組合消防本部の既存庁舎改修」とする。

（所 見）

登米市の消防通信指令施設は、運用開始から既に 13 年が経過し、令和 7 年には全面的な更新時期を迎える。国が示した消防力の効率的運用や財政措置を勘案し、高機能消防指令センターの共同運用に向けて、登米市消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部の 3 消防本部による宮城県東部消防連携・協力推進委員会が設置された。

共同運用の方式は、派遣される職員の身分や権限に変更がないことや、組織する団体が各々の主体性と公平性を維持しながら、事務を共同で執行することができる「協議会方式」とした。

共同指令センターの設置場所及び設置方法は、新築設置は多大な費用と時間を要することなどから、既存施設の改修を主眼として検討し、3 消防本部の現状の組織規模、施設の条件などを考慮した結果、安定稼働、費用の軽減及び期間内整備、運用開始可能な「石巻地区広域行政事務組合消防本部の既存庁舎改修」とする検討結果に至った。

高機能消防指令センターの設置場所に関しては、委員からは、災害リスクの観点から登米市消防本部に設置すべきものという意見もあったが、3 消防本部協議の結果であることなどから、現状この方向性で推進していくということであった。

本市の財政的な視点と、指令業務や応援体制など、今後検討する項目は多岐にわたるものと考えられることから、慎重に協議し進められたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【意見交換会】

1. 日 時：令和4年6月2日(木) 午後1時30分～午後3時40分
2. 場 所：東和総合支所3階大会議室
3. 事 件：デマンド型乗合タクシー運行事業実施コミュニティ組織との意見交換会
4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(森地区コミュニティ推進協議会)
副会長 小野寺良雄、副会長 鈴木 太、森公民館長 米倉紳児

(浅水コミュニティ運営協議会)
会長 羽生 進、副会長 小野寺 久、副会長 平井利寿、
浅水ふれあいセンター長 佐藤武彦

(錦織地域振興会)
会長 猪股勇亀、副会長 千葉文男、錦織公民館長 猪股良雄

(米川地域振興会)
会長 佐藤裕孝、副会長 千葉幸弘、米川公民館長 鎌田一束

(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■デマンド型乗合タクシー運行事業実施コミュニティ組織との意見交換会

（概 要）

当委員会では、議会による事務事業評価において、対象事業の一つとして、「デマンド型乗合タクシー運行事業」を選定し、評価を行うこととした。

これに伴い、多角的に事業を点検するため、当該事業を実施するコミュニティ組織との意見交換を行い、取組状況や課題等について調査を行った。

【意見交換会での主な意見】

- 我々もやがては高齢になり、車の運転が厳しくなって、デマンド型乗合タクシーを利用する時期がくるということを意識しながら取り組んでいる。
- 事業を実施していない公民館の指定管理者からは、公民館事業や施設の維持管理業務で手一杯になり、事業の導入までに至らないと聞いたことがある。
- 利用者が入院したり、亡くなったりして、だんだん登録者が減ってきている。事業を継続するためにも、新規登録者を増やしていかなければならない。
- 交通弱者の移動手段として、買い物や通院で本事業を活用すること以外に、移動手段がなく、家にこもりがちになってしまう地域の高齢者などが、公民館や地域に出かけるきっかけになる方法の一つでもあると捉えている。
- これは地域性なのかもしれないが、まだ利用できていない人の中には、タクシーに乗って出かけることに関し、他人の目が気になり利用しづらいと感じている人もいよう。それを解決することで、利用者を増やすことにつながるかもしれないと感じている。
- 他のコミュニティにも本事業を勧めたいが、基準収支率を満たさなければ補助対象から外れ、事業継続ができなくなる場合があるため、躊躇しているところがある。
- 本事業は地域おこしの一環だと考えている。市は、本事業を推進するため、実施する組織への支援や、実施を検討する地域へのアプローチなど、積極的に取り組んでいる。事業の実施をコミュニティや市だけに任せるのではなく、議員も二人三脚で、普及啓発に積極的にかかわってほしい。

- 総務企画常任委員会は、デマンド交通に関し、過去に北海道や福岡県への行政視察で先進事例を調査しているが、県内にも一生懸命取り組んでいる自治体があるため、そのようなところへの調査があってもいいのかなと思った。また、交通弱者への支援や本事業に関する一般質問をされているが、単発で終わっているようなので、継続的に取り上げてほしい。
- 収支率が基準に満たず、事業継続が危ぶまれる状況にある。利用者には市民病院や個人医院に通院する人も多く、仮に事業が継続できなくなれば、その人たちの移動手段をどう確保するかが問題となってくる。補助金交付要綱の但し書きに「地域住民の生活に重大な影響を及ぼす等の特別な事情」に関する特例がある。コミュニティとしても努力するが、日常生活への影響が大きいことから、但し書きを適用し継続させてほしい。
- 我々の地域では道路を1本隔てただけで、大型スーパーやホームセンター、家電量販店が「町域外」となってしまう。「町域内」と「町域外」の考え方について、市街地の取り扱いを緩和してほしい。



意見交換会の様子

(所 見)

「交通不便地区における住民生活の利便性の向上を図る」としている補助目的に合致し、その機能が十分果たされているかなどを、事業主体である地区コミュニティ組織の団体代表者を招致しての意見交換会を行った。

事務事業評価に際して、担当課からの各地区運行状況の推移、現在の取り組み状況、そして、課題・解決策等の調査を行った後の、現場の「生の声」の聞き取り調査であった。

市が示す基準収支率の達成に不安を持っている地区もあるが、高齢者による自動車事故を未然に防ぐ取り組みや、運転免許証の返納による交通弱者の増大を見越して、10年後を見据えた「足の確保」をしなければならない事での必死さが見えてきた。

事業に手を挙げた理由としては、バス路線での弊害で、「利用したいが利用しづらい」、「停留所が近くにならない」、「便数が少ない」などがあること、また、デマンド型乗合タクシーは自宅の門口から乗車できることや、運行エリア内の移動の便利さなど、住民の福祉向上が考えられるとしている。

これらのことから、市としては、拡充の方向性を見きわめる必要があるのではないか。

担当課と実施地区との問題・課題等を整理し、委員間討議をさらに行い、予算編成前に意見集約を行い、政策提言に結び付けたい。